

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	榎列大榎列 (榎列大榎列)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の活性化を進めるために、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、玉葱・レタス・白菜・キャベツを中心とした露地野菜の省力化・作業効率化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

玉葱・レタス・白菜・キャベツを中心とした露地野菜のブランド力の強化、担い手の育成を行い、作業効率化を図るためにスマート農機の導入を進める。また、地域内外からの労働力確保に加え、生産コストの低減を図るための農業用機械の共同化、共同経営などについて検討し、地域活性に取り組んで行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、榎列大榎列の区域内にある農地とし、添付の地図のとおり範囲とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農用地の集団、集団化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定が終了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
区域内の基盤整備を順次進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人農家の法人化や農業機械の共同化・集落営農組織の設立などについて、若手・担い手中心に情報交換を行いながら検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
玉葱、白菜等収穫時に労働力不足解消のため、アグリア일랜드への農作業委託を行う。 JAの無料職業紹介事業を活用し、短期・中長期の雇用契約を結ぶ。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①現状はイノシシ・鹿等の被害は無いが、今年度から水稻の田植え後にカモの被害が発生しているので対策していく。
- ②⑨飼料作物（WCS用稲）を畜産農家に供給し、畜産農家から堆肥を農地に還元する循環農業を行っており、減肥料の取り組みを進めていく。
- ③自動操舵システム付きトラクターなど労働力不足解消に寄与するスマート農機を導入する。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用しながら、畔等の草管理をする。
- ⑧農業用機械の共同化を進めるため、その機械等を保管する倉庫などが必要となってくるが、新築については費用がかさむため、地域内で活用されていない倉庫等の活用を検討する。
- ⑩農業用機械の共同化、共同経営などの計画について検討し、個人の負担軽減を図る。